

## 議題 2

### 令和6年度 生活交通ネットワーク計画（案）について

天理市コミュニティバス「いちよう号」西部線・東部線及び天理市デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」に係る令和6年度分（令和5年10月1日～令和6年3月31日）の地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金について、次のとおり奈良運輸支局を通じ、国土交通大臣に対して提出するもの。

なお、提出にあたり、申請書の様式変更や記載事項変更、添付資料の追加修正等、生活ネットワーク計画の基本的な考え方・方向性に影響のない変更については、協議会事務局に一任いただくこともあわせて承認をお願いする。

（名称）天理市地域公共交通活性化協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

令和6年度生活交通ネットワーク計画

## 1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

天理市では、資源の豊かさを大切にしながら、市民、民間事業者、行政がオール天理で“共に支え合うまち”づくりに取り組み、地域の絆を育みながら、誰もが生き生きと活躍し、安心して豊かに暮らし続けられる、笑顔が広がる共生都市を目指し、政策間連携と地域のネットワークの強化により、地方創生の好循環を生み出す施策を進めている。

このような施策を推進する上で、公共交通は市民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動、ボランティア活動等の社会生活を支える重要なインフラであり、行政・交通事業者・市民が連携・協力して公共交通の維持・改善に取り組むことにより、地域における移動手手段の確保・充実を図ることが求められている。

こうした中、天理市の公共交通は、公共交通事業者が運営する鉄道や路線バス、定時定路線型のコミュニティバス「いちよう号」及びデマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」、一般タクシーなどの公共交通が運行しており、多くの市民の日常生活を支えている。しかし近年、人口減少や高齢化の進展、自動車利用の拡大等に起因して、公共交通事業をとりまく環境は年々厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、天理市においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、天理市の公共交通のマスタープランとなる「天理市地域公共交通網形成計画」を平成31年3月に策定し、地域公共交通とコンパクトなまちづくりが連携する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、まちづくり施策と一体的となった持続可能な地域公共交通網の形成を戦略的に推進するための取り組みを推進している。

地域公共交通確保事業として実施する天理市コミュニティバス「いちよう号」及び天理市デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」の運行については、今後も市民が市内のどの地域に居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会活動に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくために必要な地域内フィーダール線の確保・維持に係る事業である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

天理市地域公共交通網形成計画では、人口減少が見込まれる中、施策の展開等により地域内公共交通（コミュニティバス「いちよう号」及びデマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」）の利用者数を現在の水準で維持することを目指し、年間利用者数 19,700 人を目標としている。

ただし、令和 3 年度の地域公共交通確保維持事業期間における地域内公共交通の利用者数は 26,704 人となった。

令和 2 年 10 月にはコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの再編を実施するなど、地域内公共交通の更なる利便性の向上に取り組む中で、特にコミュニティバスにおいては新型コロナウイルス感染拡大による移動及び外出の自粛等の影響により、市内の公共交通機関の利用者の減少傾向が続いていたが、回復の兆しが見られるため、令和 6 年度以降の目標については、地域内公共交通の利用者数を 28,940 人とする。

#### 【系統毎の目標値】

系 統	目標値(令和6年度)	目標値(令和7～8年度)
(1)コミュニティバス西部線(内回り)	7,300 人	7,300 人
(2)コミュニティバス西部線(外回り)	7,100 人	7,100 人
(3)コミュニティバス東部線	10,000 人	10,000 人
(4)デマンド型乗合タクシー(高原エリア)	600 人	600 人
(5)デマンド型乗合タクシー(西エリア)	1,700 人	1,700 人
(6)デマンド型乗合タクシー(南エリア)	500 人	500 人
(7)デマンド型乗合タクシー(北エリア)	1,600 人	1,600 人
(8)デマンド型乗合タクシー(東エリア)	140 人	140 人
合 計	28,940 人	28,940 人

### (2) 事業の効果

・コミュニティバスの運行により公共交通空白地帯の 71%が解消、さらにデマンド型乗合タクシーの運行により公共交通空白地帯の 96%が解消される。

・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、沿線住民の文化活動等への参加が活性化される。

・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動 手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現される。

・自家用車から公共交通機関への転換が促進され、交通総量の抑制が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・天理市地域公共交通活性化協議会として、コミュニティバス及びデマンドタクシーによる公共交通の円滑な運営を心がける。

・コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用を促進するため、時刻表や路線図、利用方法等を市の公報紙「町から町へ」やホームページに掲載するとともに、市内各所にチラシを配布し、利用増加の啓発等に努める。

これらは、運営主体である天理市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

天理市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

申請番号1～3：奈良交通株式会社  
申請番号4～8：奈良近鉄タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要  
【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  
【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性  
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  
【地域内フィーダー系統のみ】

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
開催日：令和5年6月28日 令和5年度第1回天理市地域公共交通活性化協議会（本計画の策定について） 本計画の案を策定したうえで、協議会事務局から資料配布を行い、承認を得る。
21. 利用者等の意見の反映状況
協議会メンバーである利用者代表の意見を反映して本計画を作成
22. 協議会メンバーの構成員
天理市地域公共交通活性化協議会 会議メンバー

構成員	構成員名称
市町村代表者	天理市
一般乗合旅客自動車運送事業者	奈良交通株式会社
	公益社団法人奈良県バス協会
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	奈良県タクシー協会天理部会
	一般社団法人奈良県タクシー協会
鉄道事業者	西日本旅客鉄道㈱
	近畿日本鉄道㈱
道路管理者	奈良国道事務所
	奈良土木事務所
	天理市建設部
公安委員会	天理警察署
利用者代表	天理市議会議員
	天理市区長連合会
	天理市長寿会連合会
天理市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局
	奈良県県土マネジメント部リエア推進・地域交通対策課
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
	天理市市長公室
	天理市健康福祉部

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 天理市川原城町 605

(所 属) 天理市市長公室総合政策課

(氏 名) 岡島 伸好

(電 話) 0743-63-1001 (内線 400)

(e-mail) matidukuri@city.tenri.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天理市	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄運 動公園前	天理駅	往27.7km (循環)	243日	729回			路線定期運行	①	近鉄・JR天理駅で 補助対象地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜 井線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往30.1km (循環)	243日	486回			路線定期運行	①		③
		(3) 東部線	天理駅	憩の家外来棟・ 天理市役所	下山田	往21.8km 復21.8km	383日	1452回			路線定期運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 高原エリア		福住町、山田町、長滝町		往 km 復 km	202日	458回			区域運行	①		③
		(5) 西エリア		小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上総町、小 田中町、隆治町、嘉福 町、荒崎町、稲葉町		往 km 復 km	202日	767回			区域運行	①		③
		(6) 南エリア		袖之内町、置生町、竹之 内町、乙木町、国原町、 檜垣町、遠田町、海知 町、武蔵町		往 km 復 km	202日	550回			区域運行	①		③
		(7) 北エリア		樺本町、中之庄町		往 km 復 km	202日	1167回			区域運行	①		③
		(8) 東エリア		藤井町、上仁興町、下仁 興町、菅原町、内馬場町		往 km 復 km	202日	292回			区域運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
天理市	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄運 動公園前	天理駅	往27.7km (循環)	243日	729回			路線定期運行	①	近鉄・JR天理駅で 補助対象地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜 井線」と接続	③	
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往30.1km (循環)	243日	486回			路線定期運行	①		③	
		(3) 東部線	天理駅	憩の家外来棟・ 天理市役所	下山田	往21.8km 復21.8km	362日	1448回			路線定期運行	①		③	
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 高原エリア			福住町、山田町、長滝町		往 km 復 km	201日	458回			区域運行		①	③
		(5) 西エリア			小路町、中町、南六条 町、善殿町、上総町、小 田中町、鹿治町、嘉穂 町、荒藤町、稲葉町		往 km 復 km	201日	767回			区域運行		①	③
		(6) 南エリア			袖之内町、置生町、竹之 内町、乙木町、園原町、 菟理町、遠田町、海知 町、武蔵町		往 km 復 km	201日	550回			区域運行		①	③
		(7) 北エリア			標本町、中之庄町		往 km 復 km	201日	1167回			区域運行		①	③
		(8) 東エリア			藤井町、上仁興町、下仁 興町、萱原町、内馬場町		往 km 復 km	201日	292回			区域運行		①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
天理市	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄運 動公園前	天理駅	往27.7km (循環)	240日	720回			路線定期運行	①	近鉄・JR天理駅で 補助対象地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜 井線」と接続	③	
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往30.1km (循環)	240日	480回			路線定期運行	①		③	
		(3) 東部線	天理駅	鶯の家外来棟・ 天理市役所	下山田	往21.8km 復21.8km	362日	1448回			路線定期運行	①		③	
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 高原エリア			福住町、山田町、長滝町		往 km 復 km	200日	458回			区域運行		①	③
		(5) 西エリア			小路町、中町、南六条 町、暮殿町、土籠町、小 田中町、鹿治町、嘉徳 町、荒崎町、稲葉町		往 km 復 km	200日	767回			区域運行		①	③
		(6) 南エリア			袖之内町、萱生町、竹之 内町、乙木町、園原町、 檜垣町、遠田町、海知 町、武蔵町		往 km 復 km	200日	550回			区域運行		①	③
		(7) 北エリア			標本町、中之庄町		往 km 復 km	200日	1167回			区域運行		①	③
		(8) 東エリア			藤井町、上仁興町、下仁 興町、菅原町、内馬場町		往 km 復 km	200日	292回			区域運行		①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天理市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,384
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通計画	令和5年3月	-
天理市地域公共交通網形成計画	平成31年3月	-

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

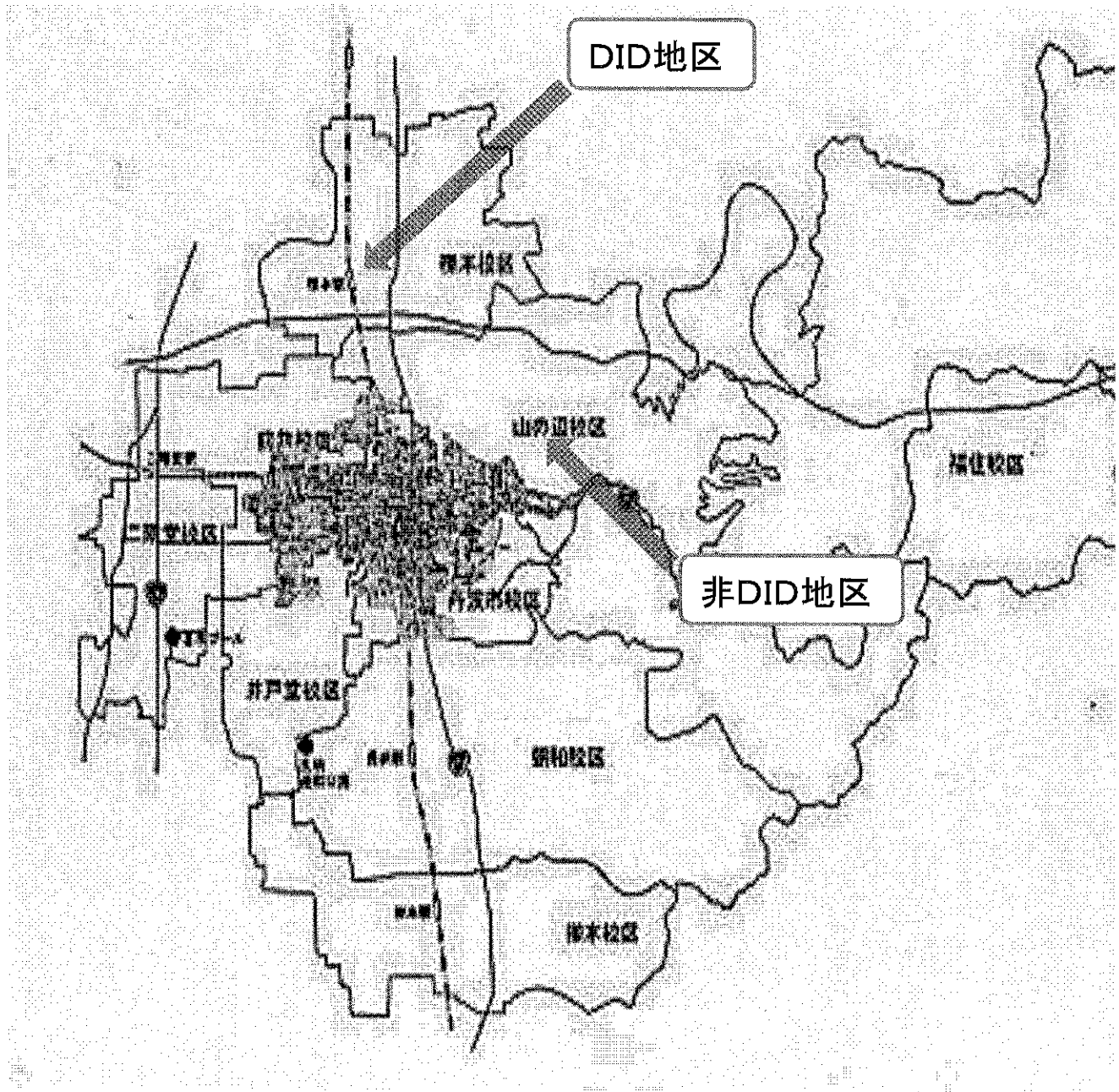
(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

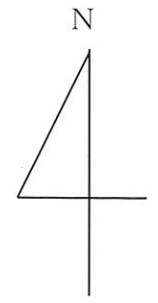
(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

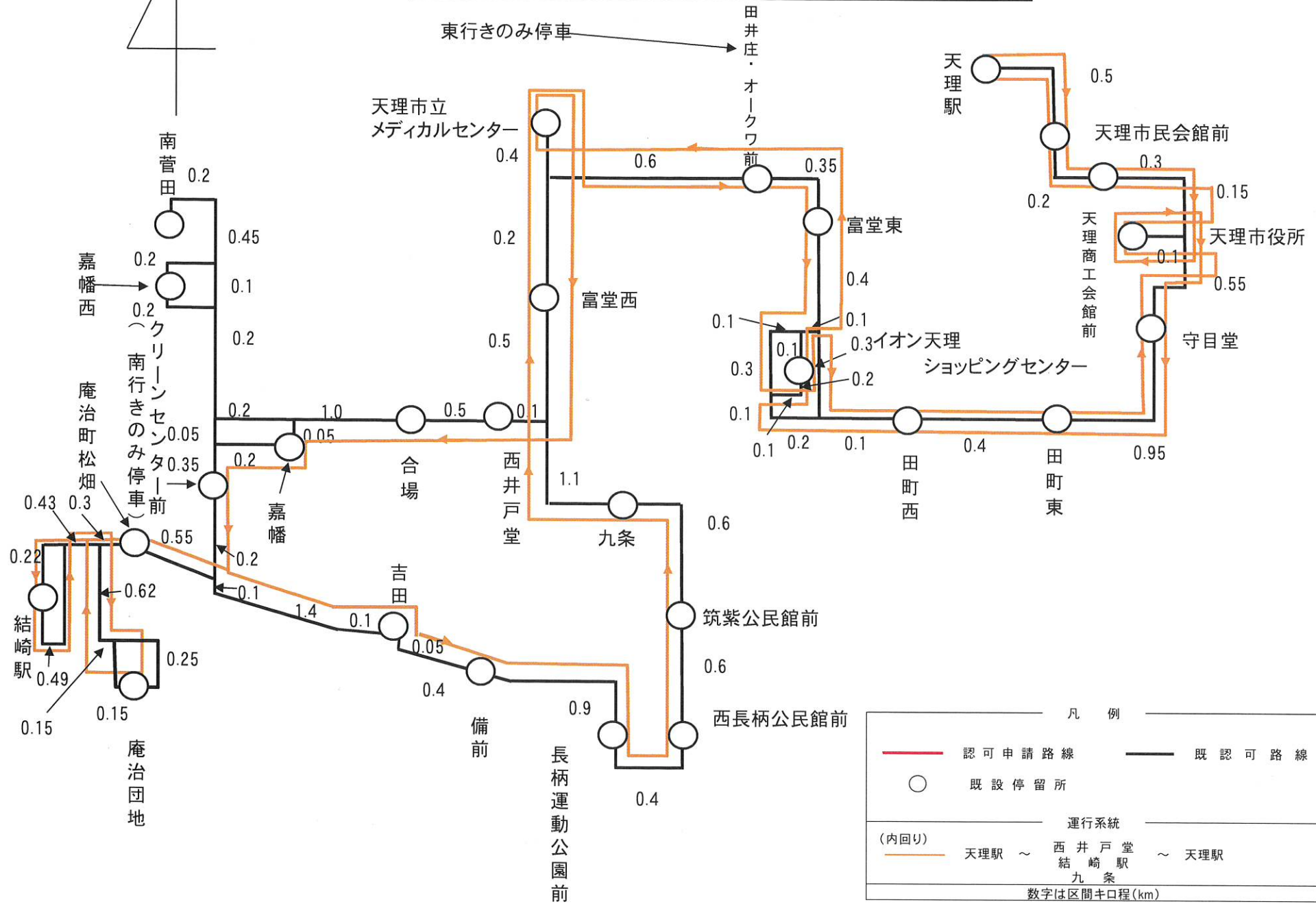
DID地区と非DID地区の区分が分かる地図



# 路線略図および運行系統略図 (天理市コミュニティバス西部線・内回り)

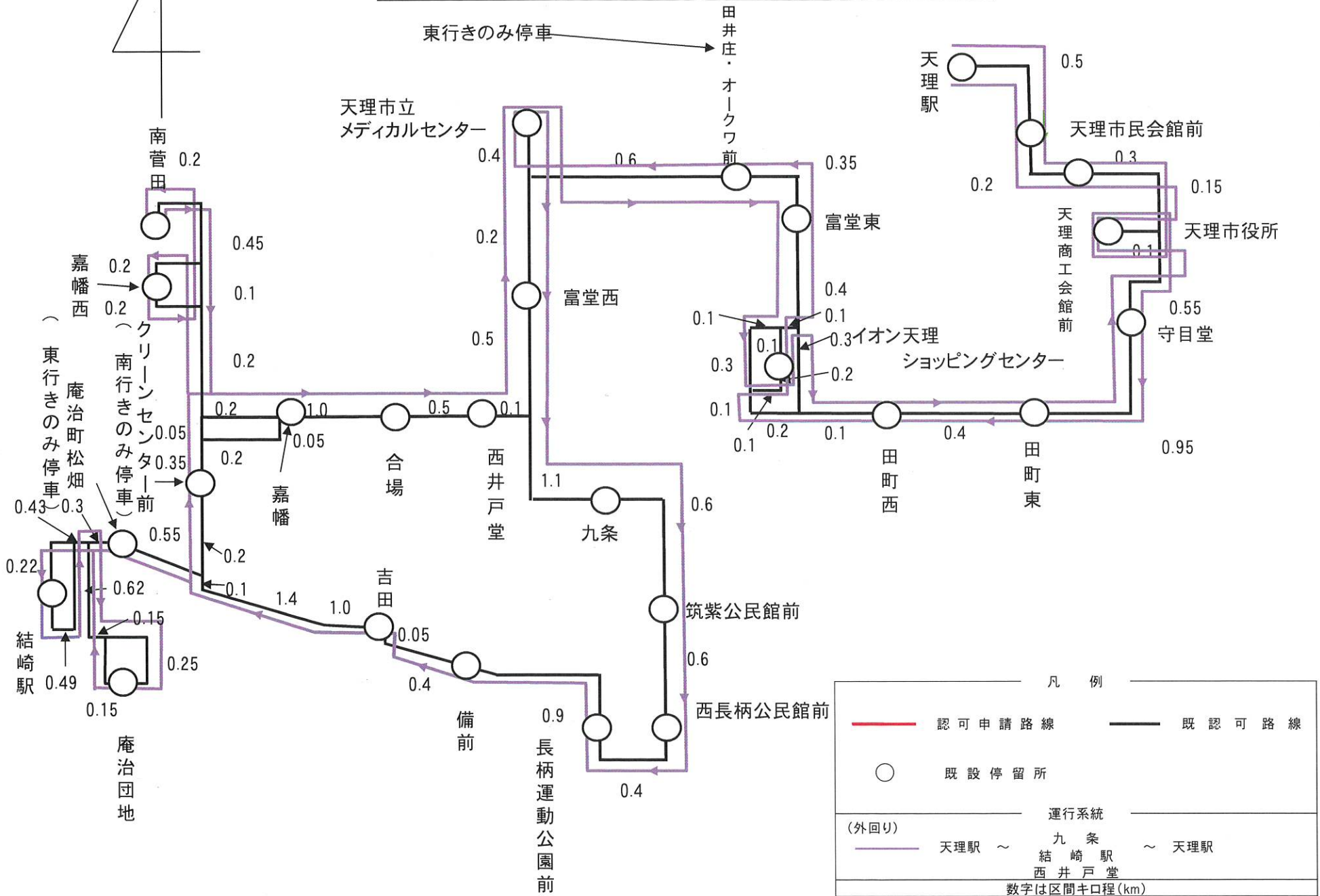


東行きのみ停車  
田井庄・オークワ前



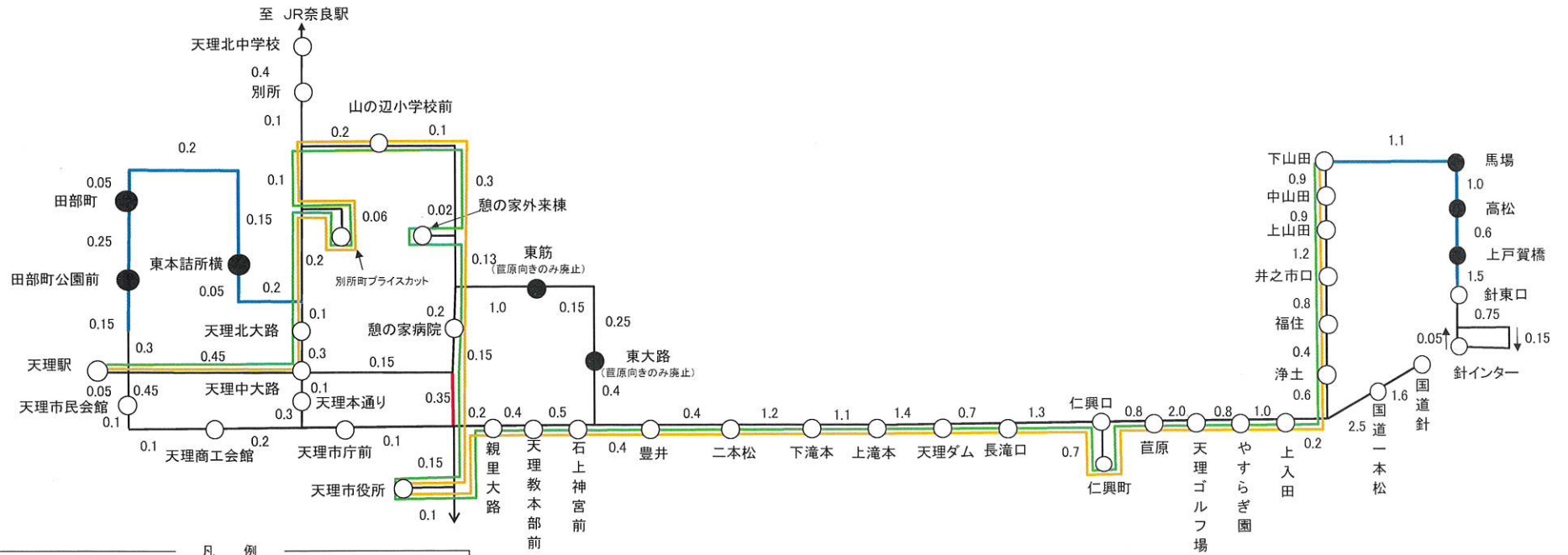
凡 例	
	認可申請路線
	既認可路線
	既設停留所
運行系統	
(内回り)	天理駅 ~ 西井戸堂 ~ 天理駅
	結崎駅 ~ 九条
数字は区間キロ程(km)	

# 路線略図および運行系統略図 (天理市コミュニティバス西部線・外回り)



運行路線略図および運行系統略図  
 (天理市コミュニティバス・東部線)

新



凡例

- 認可申請路線 (Red line)
- 別途休止届出路線 (Blue line)
- 既認可路線 (Black line)
- 廃止停留所 (Black circle)
- 既設停留所 (White circle)

運行系統

(新設)

- 天理市第3号(主系統)  
天理駅～憩の家外来棟～天理市役所～下山田 (Green line)
- 天理市第3号(みなし系統)  
天理駅～天理市役所～下山田 (Yellow line)

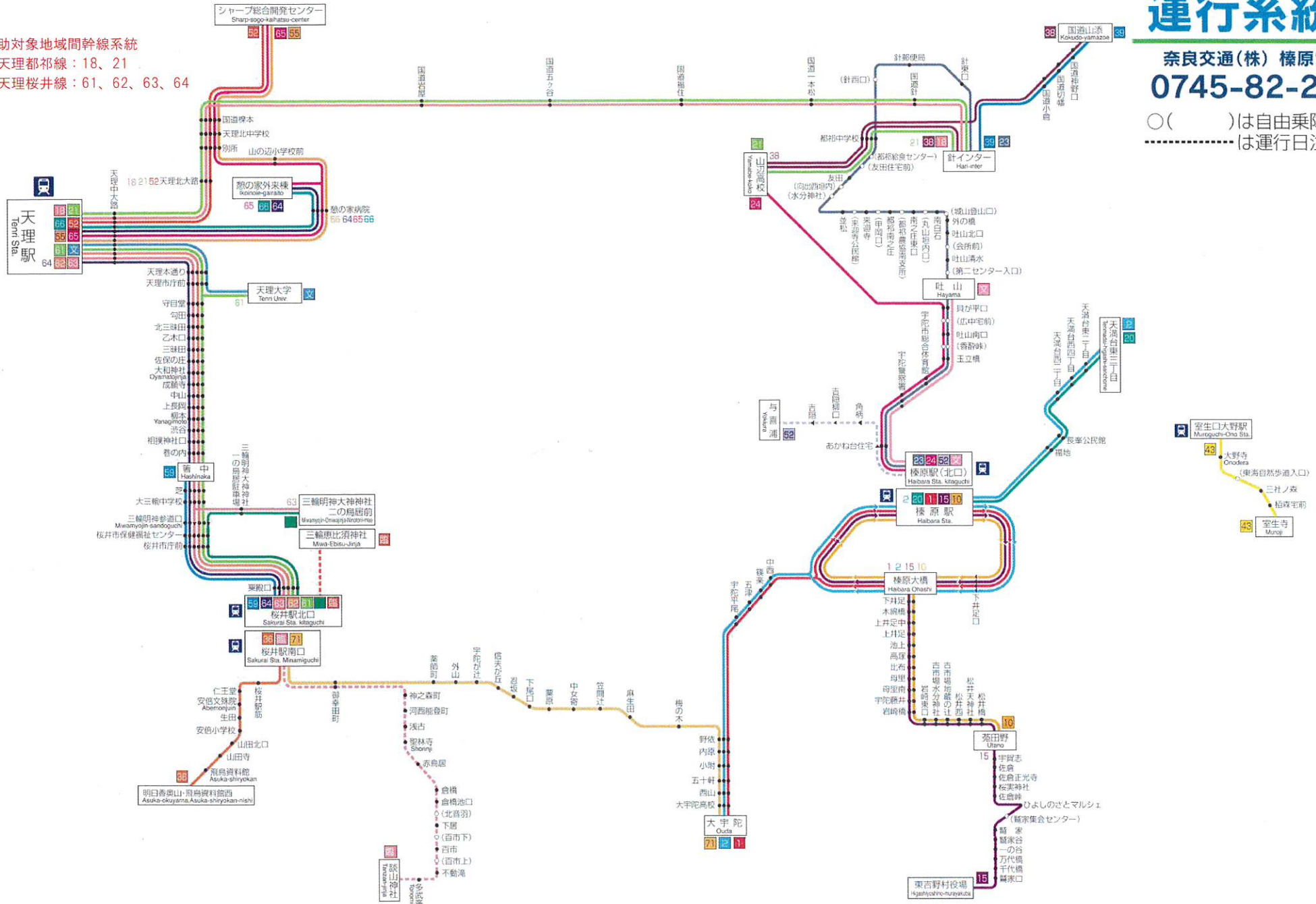
数字は区間キロ程(km)

# 運行系統図

奈良交通(株) 橿原営業所  
0745-82-2201

○( )は自由乗降指定地  
- - - は運行日注意

補助対象地域間幹線系統  
・天理都祁線：18、21  
・天理桜井線：61、62、63、64



奈良交通